



平成27年8月20日発行

マイナンバーに向けて企業がしておくべきこと

マイナンバーの通知が始まる平成27年10月までに、企業がしておくべき準備のポイントをまとめました。

なお、それぞれの過程で作成する資料は弊社ホームページの《書式ダウンロード》からダウンロード出来ますので、ご自由にご利用ください。

①準備その1. マイナンバー取扱い社内ルールを決める！！

マイナンバーに関連する事務の業務フロー（入退社、給与支払い、社会保険届出、申告納税関係等）の洗い出しから、管理者、責任者、物理的安全措置への対応などの社内ルールを策定し、基本方針や取扱規程を作成します。

【作成する資料】

- ・ 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針
- ・ 特定個人情報取扱規程
- ・ 従業員に対する住民票の住所確認のお願い

②準備その2. 社員への研修等で制度の理解を深める！！

個人番号が通知されるまでに、関係する従業員にマイナンバー制度を理解してもらうための研修等を実施する必要があります。

政府が作成した動画の利用がお勧めです。

【動画の場所】

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg11625.html>

政府インターネットテレビ

「マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります」＜事業者向け編＞

③準備その3. マイナンバー収集時の本人確認方法を理解する！！

マイナンバーを受け取る際には、原則、運転免許証等の本人確認が必要ですが、雇用関係にある従業員の場合は通知カードだけでも大丈夫です。

【作成する資料】

- ・ 従業員に対するマイナンバー通知カード提出のお願い



早期対応が求められる【財産債務調書】制度

来年の確定申告から【財産債務調書】制度が始まります。

以前の【財産及び債務の明細書】が改正により、新しく【財産債務調書】に変わりました。その概要が明らかになりましたが、その記載内容に比べ準備期間が非常に短くなっています。今までは無かった提出への見返りとしての優遇や不提出又は不正確な記載への罰則も規定されました。提出が見込まれる方は、早急に保有資産負債を評価しておくことが重要です。

(1) 提出義務者

①に該当し、かつ、②のA/Bいずれかを満たす者

①所得金額要件

その年分の**所得金額が2,000万円超**

②保有財産金額要件

A: その年の12月31日における**保有財産が3億円以上**

B: その年の12月31日における**保有有価証券が1億円以上**

※保有財産には国外財産も含まれます。国外財産が5,000万円を超える場合には別途【国外財産調書】の提出も必要となります。



(2) 記載事項

所在、用途、種類別の価額など詳細な記載が求められます。

(3) 提出期限

所得税の確定申告と同じく**翌年3月15日まで**。

(4) 記載する金額

『時価』又は『見積価額』を記載します。『時価』とは鑑定評価額や証券取引所の取引価額などを言い、『見積価額』とは財産の種類に応じて次のような価額をいいます

①土地・建物

固定資産税評価額、相続税評価額、取得価額にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額など

②非上場株式

取得価額、相続税評価額、法人の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額など

(5) 加算税の特例

①修正申告等の基因となる財産債務につき調書に記載のある場合

過少申告加算税10%が**5%に軽減**又は無申告加算税15%が**10%に軽減**

②修正申告等の基因となる財産債務につき調書に記載のない場合

過少申告加算税10%が**15%に加重**又は無申告加算税15%が**20%に加重**

※加重は所得税のみが対象で、相続税は対象外

(6) まとめ

調書の作成には財産債務の洗い出しから金額の算定まで相当の手間と時間がかかります。しかし、財産債務の精査を生前に本人と一緒にすることは、より正確な状況の把握に繋がります。また、それにより相続税の試算の精度は高まり、納税資金の確保、資産の整理、分割の想定や遺言作成にも有用です。保有資産が丸見えになることへの不安から提出に消極的になりがちですが、これを機会に、いつか訪れる相続税の準備として前向きに捉えてみてはいかがでしょうか。